



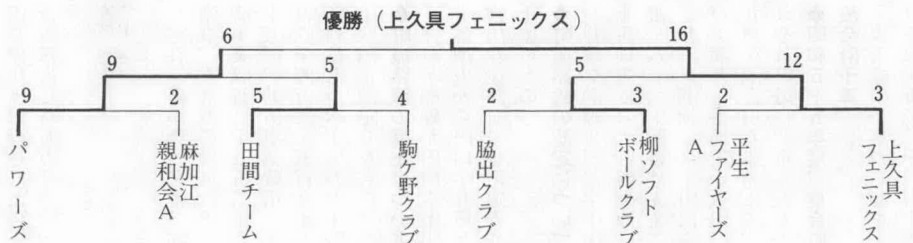
町のうごき

人口男 4,383
 女 4,514
 計 8,897
 世帯数 1,999
 出生 9
 死亡 4
 転入 17
 転出 13
 55.8.1現在

上久具フェニックスが初優勝を飾る

昭和55年度、町体育協会主催による第8回町民ソフトボール大会は、好天に恵まれた7月13日と20日の両日、度会中学校グラウンドほか3会場で、昨年より5チーム多い45チームが参加して熱戦を展開した結果、上久具フェニックスチームが昨年度優勝のパワーズチーム（棚橋）を下し初優勝を飾りました。

成績は次のとおり



昭和55年度

一般会計予算15億8千8百16万4千円など

9 議案を可決

本年度の主な事業

昭和五十五年第一回臨時町議会は、六月十七日招集され、会期一日で一般会計暫定補正予算案など八議案(報告二件)を原案どおり可決しました。

また、第二回定例町議会は、七月十七日招集され、二十五日までの九日間を会期として開かれました。

町長から提出された九議案(報告二件)について、提案理由の説明、議案に対する質疑のあと、関係議案を各常任委員会に付託して審議し、各常任委員長報告ののち、西村、北川、岡山、細谷、小岸、御村、岩本の各議員から一般質問が行われ、慎重審議の結果いずれも原案どおり可決されました。

- ▼橋梁整備事業 田口大橋 六千九百万円
- ▼町道川南線整備事業 一千八百万円
- ▼町道改良舗装事業 三千万円
- ▼農林漁業用揮発油税財源 身替農道整備事業 二百九十七万円
- ▼林道改良事業 七百十七万円
- ▼第二次林業構造改善事業 五千九百六十八万円
- ▼公園造林植栽、下刈事業 二千三百二十五万円
- ▼町道小萩線整備事業 九千三百五十三万円
- ▼町道川上線整備事業 七百五十万円
- ▼長原保育所整備事業 一億二千四百三十三万円

可決された議案

第一回臨時町議会

- ◆昭和五十五年、度会町一般会計暫定補正予算(第一号) 歳入歳出補正額四百九十六万六千円を追加し、歳入歳出暫定予算総額を、それぞれ六億五千九百二十万一千円と定めました。
- ◆度会町税条例の一部を改正する条例 地方税法施行令の一部を改正する政令が昭和五十五年四月三十日公布されたことに伴い、昭和五十五年分のたばこ消費税の特例規定を加えたもの。
- ◆度会町診療所運営に関する給付条例の一部を改正する条例 町立診療所の医師の費用弁償等を改めたもの。
- ◆専決処分の承認を求めることについて 次の五項目について、それぞれ専決処分したので議会へ報告し、承認をうけたもの。
 - (一)昭和五十四年度、度会町一般会計補正予算(第五号) 歳入歳出予算の総額に変更なく、町税及び町債の歳入予算の更正と災害復旧費の財源内訳を補正したもの
 - (二)度会町税条例の一部を改正する条例、
 - (三)度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - (四)の条例は、地方税法の一部を改正する法律が三月三十一日公布されたことに伴ない、町税条似及び国保税条例の一部を改正したもの。
- ◆昭和五十四年度、度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第六号) 歳入歳出予算の総額に六百四十二万円を減額し、歳入歳出予算総額を三億五千四十七万七千円と定めました。
- ◆昭和五十四年度、度会町一般会計補正予算(第六号) 歳入歳出予算の総額に二千九百六十万円を追加し、歳入歳出予算総額を十六億七千三百八十三万一千円と定めました。
- ◆教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 教育委員会委員に、三浦準平氏(脇出)を選任することについて同意したもの。
- ◆度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて 固定資産評価審査委員に、山本茂生氏(平生)を選任することに同意したもの。
- ◆度会土地開発公社の事業計画等について(報告第一号) 昭和五十四年度、度会町簡易水道事業特別会計予算において、西部簡易水道事業設計業務委託料七百八十五万六千円を翌年度に繰越したので議会へ報告したものです。
- ◆度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 非常勤消防団員等にかかる各種補償年金の補償基礎額を改めたもの。
- ◆度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正する条例 非常勤消防団員等にかかる退職報償金の支給対象勤務年数を「十年」から「五年」に引下げ支給することとしたもの。
- ◆昭和五十五年度水稲無事もどし金の交付について 昭和五十二年度から昭和五十四年度までに引受けた水稲共済で、対象者八百三十三人に対し総額三百八十八万二千六百四十八円を無事戻しするもの。
- ◆昭和五十四年度、度会町農業共済事業会計決算の認定に同意することについて 総合(農作物、家畜、園芸施設、業務の各勘定)で、共済事業収益三千二百二十六万五千五百九十七円、純利益七百六十一万七千四百八十八円を認定したものです。
- ◆町道路線の廃止について 井戸ヶ瀬線 田口字中山四十番地先から田口字井戸ヶ瀬宮川左岸詰までを町道から廃止するもの。
- ◆町道路線の認定について 井戸ヶ瀬線 田口字中山四十番地先から大台町栃原字出張一八二六―四番地先まで 井戸ヶ瀬線 田口字井戸ヶ瀬九十九番地先から田口字井戸ヶ瀬宮川右岸詰まで、それぞれ町道に認定したものです。
- ◆昭和五十五年、度会町一般会計予算 歳入歳出予算の総額を、それぞれ十五億八千八百六十六万四千円と定めました。

◆議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 昭和五十五年八月一日から昭和五十四年度、度会町農業共済事業会計予算において

ととしたもの。
 ※弾力条項の適用について
 (報告第三号)

園芸共済事業費用四十七万六千円の業務量の増加に伴わない地方公営企業法に規定する弾力条項を適用したので議会へ報告したのも。

一般会計予算

| (歳入) | | | (歳出) | | |
|-------------|-----------|-------|--------|-----------|------|
| 款 | 予算額 | 構成比 | 款 | 予算額 | 構成比 |
| 町税 | 191,330 | 12.1% | 議会費 | 36,912 | 2.3% |
| 地方譲与税 | 20,000 | 1.3 | 総務費 | 173,039 | 10.9 |
| 自動車取得税交付金 | 18,000 | 1.1 | 民生費 | 435,306 | 27.4 |
| 地方交付税 | 618,553 | 38.9 | 衛生費 | 64,392 | 4.1 |
| 分担金及び負担金 | 53,951 | 3.4 | 農林水産業費 | 178,190 | 11.2 |
| 使用料及び手数料 | 4,104 | 0.3 | 商工費 | 2,065 | 0.1 |
| 国庫支出金 | 251,983 | 15.9 | 土木費 | 185,608 | 11.7 |
| 県支出金 | 118,072 | 7.4 | 消防費 | 64,637 | 4.1 |
| 財産収入 | 3,768 | 0.2 | 教育費 | 134,037 | 8.5 |
| 繰入金 | 60,000 | 3.8 | 災害復旧費 | 62,123 | 3.9 |
| 繰越金 | 40,000 | 2.5 | 公債費 | 163,775 | 10.3 |
| 諸収入 | 42,469 | 2.7 | 諸支出金 | 78,080 | 4.9 |
| 町債 | 165,400 | 10.4 | 予備費 | 10,000 | 0.6 |
| 交通安全対策特別交付金 | 514 | — | | | |
| 歳入合計 | 1,588,164 | 100 | 歳出合計 | 1,588,164 | 100 |

国勢調査にご協力を!!

十月一日は、全国一斉に国勢調査が行われます。この調査は、皆さんの暮らしと住みよい町造りのため、いろいろな施策を進めていく上で、欠くことのできな基礎資料を得るための調査です。

このため、九月二十四日から三十日の間に、調査員が皆さんのお宅はもちろん、下宿や間借りをしている方々にも、お忙しとは思いますが、ご記入をお願いすることになつていきます。調査票に記入していただくことは、統計を作る以外に使うことはありませんので、ありのままをご記入ください。記入済みの調査票は、十月一日から五日までの間に、もう一度調査員がお伺いしますので、そのときお渡しください。

知っていなければ損をします

不動産取得税(軽減)のお知らせ

お知らせ

昭和五十五年度の地方税法の改正(四月一日)により、住宅や住宅用の土地を昭和五十五年七月一日以降に取得された方で、次に掲げる要件に該当するときは、不動産取得税が軽減されることになりました。

軽減を受けるためには、これらを取得された日から六十日以内に申告することが必要です。不動産を取得されたら必ず期限内に、その不動産の所在地の県税(県)事務所へ申告されますようお知らせします。(申告書は、県税事務所、役場税務課にあります)なお、申告された場合には、不動産取得税が、住宅については、最高十萬五千円、土地については、通常の場合四萬五千円が軽減されます。

軽減が受けられる住宅の要件

(1) 住宅の建築(新・増・改築)や未使用の新築住宅を講入された場合

※次の二つの要件を満たす住宅(以下「特例適用住宅」といいます。)

▼延床面積が一六五平方メートル以下のもの。ただし母家の建築後一年以内に母

家と一構となる住宅の新増、改築をされたときは、母家と新増、改築分を合わせて一六五平方メートル以下のもの

▼評価額が一平方メートル当り八万七千円以下のもの

▼中古住宅を取得された場合

※次の五つの要件を満たす住宅(以下「既存住宅」といいます。)

▼延床面積が四〇平方メートル以上一六五平方メートル以下のもの

▼評価額が一平方メートル当り七万七千円以下のもの

▼取得の日前十年の期間内に、新築されたもの。

▼売主が譲渡の日まで引き続き三年以上その住宅を所有し、かつ、その譲渡の日前二年の期間内に、その居住の用に供していたもの

▼買主が取得の日前一年間借家、居住していたもの、注II右の証明として、登録免許税の軽減に必要な市町村長の証明書の写しを必ず添付してください。

軽減が受けられる土地の要件

(1) 新築住宅用の土地で、次

のいずれかの要件を満たす場合

▼土地を取得してから二年以内に、特例適用住宅を建築された場合。

▼特例適用住宅を建築後一年以内に、その住宅用の土地を取得された場合。

▼未使用の新築住宅(特例適用住宅に限る)とその土地を、住宅が新築された日から一年以内に、取得された場合。

▼未使用の新築住宅を購入して譲渡を行う特定の者(勤労者財産形成促進法で定められた事業主、事業主団体または共済組合など)から、それらが購入した日から一年以内に、土地付き住宅(特例適用住宅に限る)を取得された場合。

ただし、特定の者が新築された日から六ヶ月以内に購入した未使用のものに限ります。

(2) 中古住宅用の土地で、次のいずれかの要件を満たす場合

▼土地を取得した日から一年以内に、その土地の上にある既存住宅を取得された場合。

▼既存住宅を取得した日から一年以内に、その下の土地を取得された場合。

※くわしいことは、伊勢市勢田町六二一、伊勢県税事務所 ☎〇五九六(25)二二一代へお問い合わせください。

度会町と大台町を結ぶ

田口大橋が完成

盛大に渡り初め式

— 松阪圏域との交流が期待される —

度会・大台両町民の宿願でありました田口大橋は、昭和四十九年度から継続事業として建設が進められてきました。このほど完成し、去る七月一日(木)田口大橋右岸で盛大に渡り初め式が行われました。

式は、山下度会町長、辻川大台町長をはじめ三重県知事、国、県議会議員や県の関係者、度会郡各町長、各町村議長、両町の各種団体長、工事関係者、それに、井戸ヶ瀬の歴代の渡し守の方々約三百名と両町地元民多数が参列して、午前十時から行われ、神事のあと、田川三重県知事、山下度会町長、辻川大台町長による

テープカットに引継ぎ、中川小学校児童の鼓笛隊を先導に上村孫一様(田口)三代のご夫婦、それに来賓と両町関係者や地元のみなさんらによって、渡り初めが行われました。引き続き、田口、大台両町側で、渡橋でにぎあう中、完成を祝う餅撒も行われ式に華を添えました。

このあと、祝賀式が度会町民体育館で開かれ、山下町長、中川助役による工事の祝辞、中川助役による工事

測量に入り五十一年度に取付道路と下部工の一部が、五十二年、五十三年で下部工が完成、五十四、五十五年で上部工の製作と架設がされたもので、橋脚は二基でニューマチックケーンソン工法。上部工は三径間連続箱桁型式、橋長二百メートル、幅員七・七五メートル(車道六・二五メートル、歩道一・五〇メートル)、総事業費八億五百五十万円を投じて完成されました。

これまで、両町の往来は、古くから宮川を境に経済、文化の交流が盛んでありましたが、交通機関は「渡舟」しかなく、増水で船止めともなれば幾日も往き来はストップし日常生活に支障を生じることがしばしば、両町の交流と発展を阻害してきました。

この田口大橋の架橋で、地域住民にとって、ことに松阪管内の高校に通学する生徒をはじめ医療機関への診療、地域住民の日常生活の利便がはかられ、加えて国道四十二号線への最短ルートとしてもその役割を担うとともに、松阪管内市町村との交流も一段とはかられ、産業、経済、文化面など地域の振興に果す役割は極めて大きく、今後両町の発展が期待されます。





青少年健全育成標語の 立看板を設置

度会町青少年育成町民会議では、昨年十二月町民のみた

さんから青少年の健全育成を呼びかける標語を募集してお

りましたが、応募点数百〇四点の中から審査の結果、次の作品が入選標語とまじりまし

た。入選標語は、いずれも明日の郷土をになう青少年が心身ともに健やかに、明るく、たくましく成長することを願って、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んでいただくために、町内の内域田小学校駐車場入口をはじめ、各小

入選標語及び設置場所

| 設置場所 | 入選標語 | 入選者氏名 |
|------------------|----------------------|-----------|
| 藤加江生活改善センター 入口 | 父母のごとば行ない 子供のかがみ | 吉布 一(川口) |
| 内域田小学校駐車場 入口 | 少年非行 なくしてつくる 明るい郷土 | 山中 清久(坂井) |
| 教育委員会前 | 「うちの子」が とどろく前にまず話し合い | 西村早由里(度中) |
| | あいさつは 人と人との心をつなぐ | 福井 正浩(内小) |
| | しんやる ぼめる言葉によい子が有つ | 広 高治(度中) |
| | ちよつと待て かるい気持ち非行をまわく | 西村 一昭(度中) |
| 内域田大橋北詰(度会中学校地内) | はほえみで 子を見る家庭に非行なし | 土直登貴子(平生) |
| | 助け合い みよう心に非行なし | 榎本千穂美(度中) |
| 川口黒道三き路 | 非行から 子供を守る親の愛 | 榎本 律生(度中) |
| | ちよつとした 心のすきにはびこる非行 | 中村 政人(度中) |
| 小川郷小学校前 | みんなで守ろう 豊かな郷土と度会の子を | 中川小学校 |
| | 話し合う 家庭に育つ よい子供 | 山中 清久(坂井) |
| 一之瀬小学校前 | 育てよう 豊かな郷土と度会の子を | 中川小学校 |
| | 親と子が ふれ合う心に非行なし | 土直登貴子(平生) |

中学校の附近など七か所に立看板として設置いたしました。

非行の芽

早いうちにつみとろう

早期発見の手立てを考える

子供は、ある日突然非行に走るわけではありません。小さな風船がだんだんふくらんでやがてパチーンとはじけるように、徐々に非行への道に深入りしていきます。この過程で、さまざまな非行への「きざし」がみられます。

そのためには、不断から子供の生活を注意深く見守りながら、非行の「芽」を早いうちにつみとってしまうことが肝心です。

子供の間違った言動が非行につながるっていくのか、非行の「きざし」のいくつかをあげてみました。

「ちよつとそこまで」という外出がひんぱんになる。「知らない友達が増える」と聞いても、「ケンちゃんマー坊」といったあいまいな返事をするようになる。

●**読書の内容が変わる**
ポルノ雑誌などをこっそり読んでいる。
●**かくれてタバコを吸う**
非行少年のほとんどが、最初の段階で喫煙する。ポケットなどにかくしていたり、ニオイがするから注意してみる。

●**なげやりな言葉遣いが多くなる**
まじめな生き方を軽べつし、「バカらしい」などとなげやりなことばを吐く。
●**成績が悪いのも、親や教師のせいにするようになる**
現在、来年度の奨学生を募集しております。詳しいパンフレットを無料でお送りしますので、左記の事務局まで、氏名、住所、電話番号を書き添えてお申し込みください。

この制度は、大学生、短大生、専門・各種学校生、予備校生にそれぞれ各コースの奨学生制度を適用し、必要な学費の貸与、返済不要の奨学金支給のほか、生活の一切を保証するものです。



●**夕食をあまり食べない**
食べ盛りで、以前はいつも空腹を訴えていたのが食べなくなる。学校の帰りにスナックなどのたまり場に寄り道をしている場合が多い。

●**多額の小遣いを要求する**
お金の浪費がめだち、時には親のさいふから、こっそりぬきとったりするようになる。

●**上記のような「兆候」から子供の心を読みとることが大切**
子供の心の中に何が生まれ、どう変わりつつあるのか、そしてその原因は、などについて考え、適切な処置をすることが必要です。

奨学生募集要項

以上のような「兆候」から子供の心を読みとることが大切で、左記の事務局まで、氏名、住所、電話番号を書き添えてお申し込みください。

〒445-0100 名古屋市中村区名駅四丁目七番三十五号 毎日新聞中部本社内 毎日育英会事務局



私たちが健康で快適な生活ができるように国や地方公共団体は、いろいろな活動を行っています。

これらの活動に必要な費用は、その社会を構成している私たちがみんなが分担して出し合っていかなければなりません。この分担金が税金というわけです。

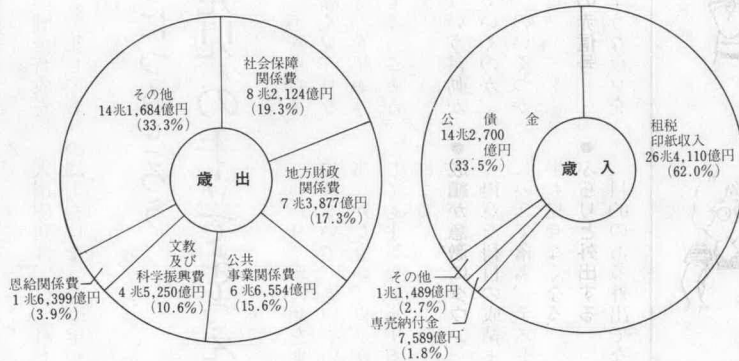
そこで、私たちの納める税金がどのように使われているかみてみましょう。

まず、病気になったり、ケガをして医者にかかったとき軽い負担で治療が受けられるようになっていきます。また、住宅や道路、橋など年々整備されています。さらに、義務教育を受けるすべての児童、生徒に対して教科書が無償で配付されたり、私立学校に対して補助金が支出されています。

このように税金は、私たちの生活がより豊かになるよう▽私たちの健康や生活を守るため、▽住宅や道路などの整備のため、▽教育と科学技術の振興のためなど副広い分野に使われ、私たちの身近なところに返ってくるわけです。

税金はみんなの ために使われる

昭和55年度 一般会計予算
(42兆5,888億円)



税の相談は お気軽に



税金のことについてわからないことや知りたいことがあります。税務相談室には、最寄りの税務相談室をお気軽にご利用ください。

税務相談室には、「税務相談室の分室」が設けられています。税務相談室には、知識、経験の豊富な相談官が、みなさんの税金に関する相談や苦情に対して、親身になってその回答や解決にあたっています。また、忙しい人や遠隔地の人のためには、電話による相談も受付けております。相談に来られた方の秘密を守ることとはもちろん、相談は匿名でも応じています。

新しい職業

紹介体制の

お知らせ

親しまれる明るい頼れる職安「づくり」をモットーに、四月一日から職業紹介体制のモデルチェンジをしました。その主な内容は

- 一、職業紹介部門と雇用保険部門を分離し、事務手続きを簡易、明瞭化しました。
- 二、職業紹介部門では、従来の課制を改め、親しみやすい次の三つのグループの窓口を新設しました。

- 求職・特別援助コーナー
 - 職業相談コーナー
 - 求人・特別援助コーナー
- ※千五百、伊勢市岡本一
一十七、伊勢公共職業安定所
☎〇五九六〇二二五、
六二〇一五五
テレホンサービス ☎〇五九

◎会社などをやめたら
勤めをやめたら国民年金に加入しましょう。これは、今まで加入していた厚生年金や共済組合など各年金制度をつないで、通算年金が受けられるようにするためです。

◎会社などに勤めたら
会社や官庁に勤めて、厚生年金や共済組合などに加入したら、国民年金は該当しません。国民年金の加入をやめる旨、住所が変わったら「住所変更届」を手続きしましょう。

国民年金

異動届は早く正しく

それにより、旧住所地で納めた保険料と新住所地で納めた保険料が引き続くことになりま

す。◎名前が変わったら
結婚などで名前が変わったら「氏名変更届」を提出し

よう。このとき、年金手帳を添付してください。
◎年金手帳をなくしたら、「手帳再交付」の手続きをしましょう。また、年金手帳は一人一冊です。何冊も受けている人は届出て、一冊にしておきましょう。

戦傷病者戦没者遺族等 援護法等が改正される

戦傷病者戦没者遺族等援護法等が、次のとおり改正されました。

- (一)、障害年金、遺族年金及び遺族給与金の額が、本年四月から増額され、本年八月以降に新証書が役場から交付されます。
- (二)、勤務に関連して、受傷り病し不具廃疾になった軍人軍属又は準軍属であった者に、本年十二月から障害年金等が支給されます。
- (三)、勤務に関連して、受傷り病し他の疾病が併発して死亡した軍人、軍属又は準軍属の遺族に対し、遺族年金等が昭和五十六年一月から支給されます。

- (四)、昭和五十四年遺族援護法の改正(対象者は、昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日の間に再婚し、昭和二十八年七月三十一日までに再婚を解消した妻及び父母等)により、遺族年金等を受けることになった戦没者の妻及び父母等(氏を同じくする子、孫がいらない)に、特別給付金(二十万円、十万円)が本年十月から支給されます。
- (五)、戦没者の父母等に対する特別給付金は、戦没者死亡當時を基準として支給されているが、これを延長し、戦没者の戸籍抹消時点を氏を同じくする子、孫がいなくなった父母等に、特別給付金(十万円)が本年十二月から支給されます。
- (六)、次の特別給付金を受けていた者に、継続して特別給付金が本年十月(ただし、ウについては八月)から支給されます。
 - ア、戦没者等の妻に対する特別給付金は号二十万円。
 - イ、戦傷病者等の妻に対する特別給付金二回に号五万円、十万円。
 - ウ、戦没者の父母等に対する特別給付金三回に号十万円。
 - エ、戦没者の父母等に対する特別給付金五回は号三十万円。

被害表示の立札は 早い目に



(立札は水稲へ稲より高く)

本年産の水稲の刈取り時期となりました。毎年この時期になると、猪やイモチ病等で予想外の被害を受ける田が出てきますが、これらの被害によつて三割以上の減収が見込まれる水稲共済加入者は、区長さんから損害評価野帳を受け取つていただき、必要事項を記入の上、

被害表示の用紙を切り取つて必ず被害田へ立札(立札は水口へ稲より高く)をたてるとともに、損害評価野帳を区長さんにお届け願ひ、地区の農業共済損害評価員さんによる評価を受けてください。

立札がない場合は、この評価ができません。また、立札をたてても、地区の評価以前に刈取りされては無意味です。このようなことがないように被害表示の立札は早い目にたて、地区の農業共済損害評価員による評価の円滑化と町害評価野帳を受け取つていただき、必要事項を記入の上、協力をお願いします。

旧陸海軍看護婦 実態調査にご協力を

調査の方法

厚生省ではこのたび、かつて陸海軍の病院などに所属した方々について、勤務された間の職歴など、その実態を調査して国の資料とすることになりました。

調査対象者の方々のご協力をお願いします。

調査する事項

旧陸海軍看護婦として勤務していた間の職歴、個人としての資料、看護婦免許のことなど。

調査期間

昭和五十五年八月末まで

県では、消費生活相談室を四月から開設しております。従来、県消費生活センターで苦情相談など種々の消費生活問題に応じてきましたが、このほど、相談員が駐在したことにより、皆さんに気軽に利用いただけることになりました。

●欠かん商品を買ってしまった。●アフターサービスを約束通りしてくれない。●強引な訪問販売で契約してしまった。など、食品公害、欠かん商品、サラ金等々消費生活で困ったことはありませんか、

泣き寝入りしないで相談室へ気軽においでください。あなたと一緒に考え解決するため、経験豊かな相談員がお手伝いします。

▼相談時間——平日は午前九時から午後五時まで、土曜日は午前九時から正午まで、▼相談の方法——来室、電話、手紙など。

▼費用——無料

▼相談場所——伊勢市勢田町六二二、伊勢総合庁舎内、伊勢地方振興事務所、県民生活課 ☎〇五九六 二一一一 内線二〇九です。

消費生活相談室

の 利用を

かつて陸海軍看護婦(看護婦長、看護婦生徒を含む)として陸海軍の病院などに勤務されたことのある方々(ただし、日本赤十字社の救護看護婦としての勤務期間だけであった方及びすでに死亡された方は除く。)

調査の方法

調査の結果

調査期間

調査する事項

調査の対象者

旧陸海軍看護婦として勤務していた間の職歴、個人としての資料、看護婦免許のことなど。

国民年金保養センターの名称募集

国民年金の加入者や受給者のほか、誰でも広く利用できる国民年金保養センターは、

今まで全国に二十九か所建設されていますが、このたび三重県志摩郡浜島町南張に建設されることになり、来年四月のオープンを目指して工事が進められています。

そこで、当国民年金保養センターの名称(愛称)を広く県民から募集しています。

▼応募資格

三重県内に住所を有する人。

▼名称

名称中には「国民年金保養

センター」の文字を必ず使用する事。

▼応募方法

「官製はがき」一枚に一点とし、住所・氏名・年齢・職業を明記、点数は制限しない。

▼締切り

昭和五十五年九月三十日

(当日消印有効)

▼提出先(問い合わせ先)

〒五一四、津市広明町十三番地、三重県福祉部国民年金課 ☎〇五九二(24)二二八九

▼発表

入選者に直接通知するほか、

広報紙「国民年金みえ」(昭和五十六年一月号予定)で発表する。

▼賞品

採用作品は一点とし、賞状・記念品を贈呈するとともに、当国民年金保養センターに二人一組一泊二日の宿泊に無料招待する。(同一作品が多数のときは、抽選により五組以内とする。)

また、採用作品で抽選にもれた方には、当国民年金保養センターの割引利用券を贈呈する。

「行くえ不明者をさがす 相談所」を開設

身元がわからず無縁墓地で眠っておられる死者は年々増加し、昭和五十五年五月末現在、全国で二七、一五八人、三重県下で三六〇人の多くにのぼっております。

三重県警察では、これら身元のわからない死者の身元をさがすため、次のように「行くえ不明者をさがす相談所」を開設しますから、▽自殺するといつて家出した人▽病氣

を苦にして家出した人▽ノイローゼで家出した人▽その他何年も消息のわからない人などで、ご心配されておられるご家族や身内の方は、ぜひ相談所にお越しください。

相談所では、全国の警察で取扱った身元のわからない死者の顔写真や遺品の写真などを資料をそろえてお待ちしております。

| 相談所別 | 日時 | 場所 |
|-------|---------------------------------|---|
| 移動相談所 | 9月18・19日午前9時～午後5時 | 四日市市諏訪町(諏訪公園内) 四日市市青少年センター |
| | 9月22日午前9時～午後5時 | 上野市寺町(大超寺南隣) |
| | 9月25日・26日午前9時～午後5時 | 伊勢市八日市場町(外宮西方約300メートル) 伊勢市青少年相談センター |
| 常設相談所 | 年中 平日午前9時～午後5時 土曜日午前9時～正午 | 三重県警察本部鑑識課(県庁内3階) 電話(津)26-2111 (内線2386) |

自損事故と自動車保険について

▼自損事故による保険金の誤り
誤って電柱やガードレールに衝突したり、道路外に転落するというような事故を自損事故といっております。

▼自損事故で運転者がケガをしたり又は死亡した場合、自賠責保険(強制保険)からは、保険金はできませんが、任意保険の自損事故保険に加入していると保険金が得られます。

▼自損事故の保険金は、ケガの場合一名につき最高百万円まで、死亡の場合は一名につき最高千四百万円までです。

後遺障害が残ったときは、その程度に応じて五十万円から千四百万円までの範囲で支払われます。

▼自損事故による保険金の誤り
誤りとして、自動車の運行に起因する事故で自賠責保険から保険金のない場合です。

▼運転者が飲酒又は無免許運転の場合は、その運転者のケガや死亡、後遺症についての保険金はできません。

▼自損事故の車に同乗していた者がケガをしたとか死亡した場合は、その人がその車の保有者(所有者)であるかどうか、その他いろいろの条件がありますので、詳細は、四日市市諏訪町四番五号、住友生命ビル三階、自動車保険請求センター ☎〇五九三(53)五九四六にご照会ください。



第7回ママさんバレー大会

リバースが二連勝

第七回ママさんバレーボール大会は、八月三日(日)町民体育館で行われ、四チームが参加し、リーグ戦で熱戦を展開した結果、リバースチームが二連勝を飾りました。

成績は次のとおり
 優勝||リバース 三勝〇敗
 準優勝||平生ママさん 勝一敗
 三位||度会ソフトリー 一勝二敗
 四位||セト 〇勝三敗

七月一日から

三重県交通災害共済制度が 変わりました

三重県交通災害共済の制度が七月一日から改正されました。

階制(一般、生保受給者)に、また、月額制を期制に改められました。

い場合(加入者と生計を一にしている者又は、加入者の収入で生計を維持している者が不在の場合)で、別に葬祭を行った者があれば、その者に五〇万円以内の葬祭費が支給されることになりました。

昭和四十四年一月から始まったこの制度も、長い間、一日一円の掛金でみなさんに親しまれてきましたが、このほど掛金、給付内容が大幅に改められました。

▼見舞金額が最高八〇万円から一〇〇万円に引上げられました。
▼給付の等級が細分化され六等級制から十四等級制に変わりました。

▼葬祭費の新設
死亡見舞金の受取人がなく、生保受給者を一段

掛金は

| 区分 | 現行 | 改正後 |
|---------|-------------------|--------------------------------------|
| 一般 | 月額 30円 年額 360円 | 1年を4期(4月~6月・7月~9月・10月~12月・1月~3月)に分け、 |
| 16歳未満 | 月額 25円 年額 300円 | 1期につき 125円 年額 500円 |
| 生活保護受給者 | 月額 15円 年額 180円 | 1期につき 50円 年額 200円 |

人口の予想

懸賞募集

この十月一日には、全国一斉に第十三回目の国勢調査が行われますが、県統計課では、次の要領で人口の予想懸賞を行っています。ふるってご応募ください。

懸賞課題

「昭和五十五年国勢調査による三重県人口は何人か」

応募方法

官制はがきに次の要領で記入し、応募者は一人一枚に限る。

津市広明町二番地
三重県統計課内
人口予想係

答
○○○○○人

住所
氏名
年齢
職業

締切り

昭和五十五年十月一日(当日消印有効)

発表

昭和五十五年十一月の新聞紙上ほか。

賞品

ポラロイドカメラ 三名

(参考)

最近の三重県人口

昭和五十三年一、六六二、九八人

昭和五十四年一、六七三、三〇〇人

見舞金等葬祭費は

| 等級 | 災害の程度 | 見舞金の額 万円 |
|----|--|------------------------|
| 1 | 死 亡 | 100 |
| 2 | 自動車損害賠償法施行令(昭和30年政令第286号)別表の等級の区分(以下この表において「政令等級区分」という。)の第1級各号に掲げる障害 | 100 |
| 3 | 政令等級区分の第2級各号に掲げる障害 | 80 |
| 4 | 政令等級区分の第3級各号に掲げる障害 | 60 |
| 5 | 政令等級区分の第4級各号に掲げる障害 | 40 |
| 6 | 政令等級区分の第5級各号に掲げる障害 | 20 |
| 7 | この表の3等級から6等級までの等級に該当する障害が2以上存する場合 | 重い障害に該当する等級の1級上位の等級の金額 |
| 8 | 入院日数及び通院日数(往診治療及び手関節から肩関節まで又はショパー関節から股関節までの骨折によるギブス又はかすがいその他の固定期間を含む。以下同じ。)の合計日数が180日以上の傷害で入院日数が90日以上のもの | 15 |
| 9 | 入院日数及び通院日数の合計日数が140日以上の傷害で入院日数が70日以上のもの | 9 |
| 10 | 入院日数及び通院日数の合計日数が90日以上の傷害で入院日数が45日以上のもの | 8 |
| 11 | 入院日数及び通院日数の合計日数が60日以上の傷害で入院日数が30日以上のもの | 5 |
| 12 | 入院日数及び通院日数の合計日数が28日以上の傷害で入院日数が14日以上のもの | 4 |
| 13 | 入院日数及び通院日数の合計日数が15日以上の傷害で入院日数が8日以上のもの | 3 |
| 14 | 入院日数及び通院日数の合計日数が7日以上の傷害 | 2 |

- ◎見舞金の額は、昭和55年7月1日以後に加入した者の加入後の災害に適用されます。
- ◎治療実日数は、実際に病院等へ入院、通院した日数です。したがって、治療に要した期間は含まれません。
- ◎死亡見舞金の受取人がない場合に、50万円以内の葬祭費が支払われることがあります。

秋の全国交通安全運動 9月21日(日)から 9月30日(火)までの10日間

- 安全運転の確保、特に無謀運転の防止
- 歩行者、特に老人と子供の交通事故防止
- 自転車及び原動機付自転車の安全利用の促進



167万県民が 力をあわせて交通事故をなくそう

お知らせ版



昭和五十五年度

三重県行政書士試験

県では、昭和五十五年度の行政書士試験を次のとおり実施します。

▼日時

昭和五十五年十月二十六日
(日) 午前十時～午後一時

▼場所

津市広明町十三番地、三重県庁講堂、津市栄町一丁目

百四十七番地の五、三重県勤労者福祉会館六階講堂

▼受験資格

次のいずれかに該当する者
(1)学校教育法による高等学校を卒業した者及び同法第五十六条第一項(大学入学資格)に規定する者
(2)国又は地方公共団体の公

務員として行政事務を担当した期間が通算して三年以上になる者。
(3)三重県知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

▼受験願書の受付期間

昭和五十五年九月一日(月)から同月二十五日(木)まで

▼願書提出先

津市広明町十三番地、三重県総務部学事文書課

▼その他

提出書類など受験申込み手続きについて詳しく知りたの方は、三重県総務部学事

文書課(☎〇五九二(24)二一六三)へお問い合わせください。

昭和五十五年度

三重県職員及び

市町村立小中学校

職員採用試験

試験日 十月十二日(日)

受付期間 八月二十六日(火)から九月五日(金)まで

三重県人事委員会

中部電力伊勢営業所

あぶないあそびはやめましょう

電柱へ登ってセミを取ったり電線の近くでのユーコン遊びは、やめましょう。

電柱からおちてケガをするばかりか、電線にふれて感電するなど大変きけんです。



緊急定文電報 サービスを開始



八月一日から死亡、危篤、事故、被災など緊急連絡としての電報サービスをはじめました。

あらかじめ用意した二十九種類の「定文」に、必要に応じて二十字以内の任意文を組み合わせてご利用ください。料金は、一通につき三百円の定額料金で、春秋の祝電シリーズでも早くお届けします。「定文」の種類などくわしくは電話局へお気軽にお問い合わせください。

伊勢電報電話局

戸籍の窓

おめでた

○五月中に届出のもの

| 氏名 | 父名 | 続柄 | 字名 |
|--------|----|----|-----|
| 亀田 泰作 | 吉彦 | 二男 | 棚橋 |
| 掛橋 伸弘 | 周樹 | 長男 | 川口 |
| 上村 貴文 | 昇 | 長男 | 注連指 |
| 中村 重理沙 | 久 | 長女 | 棚橋 |
| 中村 恵久 | 和弘 | 長男 | 上久具 |
| 橋本 直貴 | 誠一 | 長男 | 日向 |
| 細谷 実緒 | 昭悟 | 長女 | 麻加江 |
| 奥本浩一郎 | 謙造 | 長男 | 小川 |

○六月中に届出のもの

| | | | |
|-------|-----|----|-----|
| 西村 真一 | 三喜男 | 長男 | 大野木 |
| 鳥羽 渚 | 始 | 長女 | 平生 |
| 坂谷 真美 | 美典 | 長女 | 棚橋 |
| 堀之内佑也 | 登 | 二男 | 川口 |
| 稲向 杏弥 | 正信 | 長女 | 川口 |
| 小牧あすか | 親男 | 三女 | 川上 |
| 久保 知子 | 隆生 | 二女 | 中之郷 |
| 竹村 友宏 | 良昭 | 長男 | 長原 |
| 長谷川隆也 | 俊英 | 長男 | 南中村 |

○七月中に届出のもの

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 早川 友規 | 篤 | 長男 | 立岡 |
| 西川 鮎 | 道文 | 三女 | 柳 |
| 鳥羽 勇希 | 博文 | 二男 | 平生 |
| 山口 玲子 | 秋夫 | 二女 | 麻加江 |
| 藤田 理佳 | 幸司 | 長女 | 市場 |
| 世古 栄美 | 武一 | 二女 | 麻加江 |

おくやみ

○五月中に届出のもの

| 氏名 | 年齢 | 字名 |
|--------|-----|-----|
| 田畑よ志系 | 89歳 | 和井野 |
| 中井 敏夫 | 72歳 | 麻加江 |
| 東出庄右衛門 | 77歳 | 川口 |
| 鈴木 たみ | 78歳 | 駒ヶ野 |
| 西野 喜平 | 79歳 | 駒ヶ野 |
| 若宮ハツノ | 80歳 | 大野木 |
| 清水 清 | 77歳 | 牧戸 |
| 中嶋 六郎 | 88歳 | 麻加江 |
| 古森 きぬ | 63歳 | 栗原 |

○六月中に届出のもの

| | | |
|-------|-----|-----|
| 橋本 マツ | 69歳 | 棚橋 |
| 玉村 操 | 68歳 | 田間 |
| 山北 祐司 | 0歳 | 平生 |
| 福井 代二 | 71歳 | 大野木 |
| 縄手てるの | 85歳 | 注連指 |
| 辻本 せむ | 93歳 | 葛原 |
| 中田 徳蔵 | 85歳 | 栗原 |
| 西村吉太郎 | 61歳 | 大野木 |
| 松井 いし | 78歳 | 鮮川 |
| 中世吉繁一 | 71歳 | 大野木 |
| 小林 曾助 | 77歳 | 南中村 |
| 御村ふみゆ | 80歳 | 南中村 |
| 伊藤 辰三 | 75歳 | 駒ヶ野 |
| 中嶋 京子 | 42歳 | 麻加江 |
| 東出 庄八 | 78歳 | 大野木 |